

小学校教師の中皮腫を認定

滋賀●体育館の吹き付け石綿に曝露

4月7日付けで地方公務員災害補償基金審査会は、2007年5月14日の基金滋賀県支部長が行った古澤康雄氏の公務外認定、及び2008年10月31日の基金滋賀県支部審査会が行った審査請求棄却裁決をいずれも取り消した。これは、古澤氏が2002年に胸膜中皮腫で死亡したのは、学校にあったアスベストが原因で発症したもので、業務に起因したものであるとして公務災害認定請求を行った遺族の主張を認めたものである。

この基金審査会の裁決は、当然の判断とはいえ、画期的なもの。学校にはもともと吹き付け材をはじめ、大量のアスベスト建材が使用されてきた。その施工時や改修工事などの記録はほとんど残っておらず、粉じんの発生状況など、いまや確認することは不可能である。また、その劣化状況は、生徒たちによる人為的な劣化など、一般の建造物をはるかに超えるものである。さらに、石綿網など明らかにアスベスト粉じんを発生させ続けてきた教材などもある。

このような学校の環境から、アスベスト被害者が発生することは当然である。しかし、いままでは教員の業務上のアスベスト被害

認定はまったくなかった。これは、地方公務員災害補償基金がアスベスト被害に対する認識がなかったこと、アスベスト粉じん曝露の立証が困難であることなどが、その理由である。教員のアスベスト被害は、公務員ばかり

でなく私立の学校の教員もおられる。私立の学校教員の場合は労災保険の適用になるが、これもまったく認定されていないのが現状である。

学校の教職員はそもそもアスベスト粉じんにはばく露するような職業ではないという先入観が、認定の際の大きな障害になっている。そのような先入観に対して被災者や遺族は、数十年前のアスベスト粉じん曝露を立証しなければならない。このような理不尽さが、被災者や遺族を二重に苦しめている。

News プラス

アスベスト被害

鉱物性の繊維であるアスベスト(石綿)を扱うことによって、治療が難しい中皮腫や肺がんを発生する。国内では、中皮腫で年間1100人が死亡し、肺がんを含めた死者は3000人と推定され、発症のピークはこれからとみられている。

石綿は建物の耐火材や防音材に多量に使われているほか、船や鉄道などの運輸機器、水道管なども使われてきた。石綿の繊維は髪の毛の5000分の1ほどで飛散しやすく、製紙の製紙工程で労災をたらしてきた。また、工場周辺でも多くの住民が中皮腫にかかっていることが2005年以降判明している。

中皮腫はがんの一種で、潜伏期間は最初に石綿を吸ってから20～60年と非常に長い。このため、発症原因に気が付かず、労災認定などの補償を受けにくい、といった発症。今後は病状の進行が早く、本人や家族のショックも深刻だ。肺がんのほか、じん肺の一種の石棉肺なども発症する。06年に石綿健康被害救済法が施行された。

小学校で石綿公務災害

中皮腫死亡 教諭、初認定へ

滋賀県内の公立小・中・高の男女教諭が中皮腫で死亡したのは休日の天井から飛散したアスベスト(石綿)を吸ったためと、遺族が公務災害認定を求めている。地方公務員災害補償基金審査会(中央審査会)が先月、教諭の疾病は発症に際して公務上災害に認定する裁決を行ったことが、遺族の主張に大きく影響している。

滋賀県内の公立小・中・高の男女教諭が中皮腫で死亡したのは休日の天井から飛散したアスベスト(石綿)を吸ったためと、遺族が公務災害認定を求めている。地方公務員災害補償基金審査会(中央審査会)が先月、教諭の疾病は発症に際して公務上災害に認定する裁決を行ったことが、遺族の主張に大きく影響している。

長期潜伏 ピーク今後

古澤康雄さんの死亡について公務災害認定を受け、会費で突頭を現はる妻の娘さん(右)

2010年4月23日付け
毎日新聞大阪本社版



古澤康雄さん(左)と妻の娘さん(右)が公務災害認定を受け、会費で突頭を現はる妻の娘さん(右)

古澤康雄さん(左)と妻の娘さん(右)が公務災害認定を受け、会費で突頭を現はる妻の娘さん(右)

解説

アスベスト(石綿)被害は最も発生しやすいが、認定ハードルが高き。石綿にさらされた中皮腫や肺がんが原因で発症する。学校では、環境省の調査によると、少なくとも1万人おりの人が発症している。公務災害認定は、発症が公務上で行った活動が原因でないと認定され、今回、初めて公務上で行った活動が原因で認定された。今、初め公務災害認定を求めている。公務災害認定は、発症が公務上で行った活動が原因でないと認定され、今回、初めて公務上で行った活動が原因で認定された。今、初め公務災害認定を求めている。

高すぎる認定ハードル

認定された。今、初め公務災害認定を求めている。公務災害認定は、発症が公務上で行った活動が原因でないと認定され、今回、初めて公務上で行った活動が原因で認定された。今、初め公務災害認定を求めている。

今回の基金審査会裁決では、古澤先生が体育館で長時間勤務し、その体育館の天井等に吹き付けられていたアスベストが劣化し、アスベスト粉じんが発生したことにより、25年後に中皮腫を発症した業務起因性を認めたものである。

そもそも教職員の中皮腫については、他にアスベスト曝露の機会がないこと、勤務学校にアスベストがあったことをもって、業務起因性を認めるべきである。このような認定基準を早急に採らなければ、学校以外に曝露経験のない多くの教職員の補償が行われなくなってしまう。また、この先には多くのアスベスト起因の肺がん教職員の補償問題も残されている。学校アスベストネットワークでは、この古澤氏の認定に力を得、すべての学校でのアスベスト被害者の補償を求めて運動をしていきたい



と考えている。

(学区アスベストネットワーク
永倉冬史)

基金支部審査会裁決書の結論部分の要旨は以下のとおり。

被災職員の勤務環境下における石綿曝露の可能性については、被災職員が勤務した学校及びその周辺施設で石綿が使用されていたのはA小学校の体育館及び音楽室のみであったとされていることから、同校の体育館及び音楽室における被災職員の勤務状況等について検討することとする。なお、請求人に

よれば、被災職員の住居及びその周辺施設において石綿の使用はなかったとされている。

まず、A小学校体育館における使用状況等について検討すると、任命権者の聞き取り結果によれば、体育館は児童や教諭のみならず、PTA・地域住民・企業等のバレーボールやスポーツ少年団も体育館を利用していたとされていることから、当時体育館は授業での使用以外にも広く地域活動等でも使用されていたことが認められる。また、同僚教諭等からは、天井が低いためよく天井にボールが当たり、さらさらしたもの散っていたとの証言がなされ、市教育委員会学校教育課長の証言によれば、体育館の天井にはボールの当たった跡がいくつも認められたとされている。これらの証言からすると、石綿が吹き付けられていた体育館の天井には相当高い頻度でボール等が当たっていたものと考えられる。

なお、吹き付けられた石綿の飛散の可能性については、東洋大学神山宣彦教授によれば、「施工後の新しい時期でも空気の流れによっては石綿が飛散しやすい状態にある。その上、ボール等がぶつかればかなりの石綿飛散が生じる」とされている。

以上のように、体育館の使用頻度が高かったこと、その際に天井にはボール等が頻繁に当たっていたこと及び施工後間もない吹き付け石綿であってもボール等が当たれば石綿は飛散することからすれば、当時の体育

館内には相当程度の石綿が飛散していたものと考えられる。

次に、体育館の清掃及び換気状況については、任命権者によれば、毎日児童がモップで清掃し、その際は天候や風通しの状況を考慮し、換気に努めていたとされているが、その一方で当時の児童からは新しい体育館の割にはほこりが舞うことが多かったとの証言がなされていることから、体育館の清掃及び換気が十分に行われていたと認めることは困難である。また、東洋大学神山宣彦教授によれば「床に落ちたほこりは再飛散の危険性も高い」、「モップで清浄な水で頻繁に洗うなどしてモップに付いた微細な石綿を再飛散させないように清掃することは、大変難しかったと想像できる」とされており、一度床に落ちた石綿は十分な換気及び清掃がなされていない環境下で再飛散していたものと考えられる。

被災職員の体育館における滞在状況については、被災職員は体育担当の教師であったことから、授業等により相当の時間は体育館に滞在していたものと考えられ、また、当時の児童によれば、被災職員に会いたいと思ったら体育館に行けば大抵出会えたこととされ、行事で体育館のフロアにイスを並べたりするときは若い被災職員が指揮をしていたとされている。この点については、当時被災職員は、採用6年目の比較的若い教諭であり、体育館における行事の準備等を率先して行っていたことが十

分推認できるものである。さらに、昭和48年11月に発生した校舎火災により、数か月間、体育館が職員室として使用され、その間、被災職員は宿直勤務も行っていたことを併せ考えれば、被災職員が石綿の飛散する体育館に長時間滞在していたものと推認することができる。

以上のことから、被災職員は、3年間勤務したA小学校の体育館において、石綿曝露作業に相当する業務に従事していたと認めることが相当である。

なお、A小学校音楽室での勤務については、被災職員は、昭

和49年度に石綿が吹き付けられていた音楽室の隣の教室で勤務していたことは認められるものの、音楽室における石綿の飛散状況は明らかではなく、また、任命権者によれば、当時は音楽は女性教諭、体育は男性教諭が担当することが多かったとされていることから、被災職員が長時間音楽室で勤務していたとする事実も認められない。

以上のことから、本件疾病は被災職員がA小学校体育館における勤務を通じて石綿に曝露したことにより発症したものと認められる。



定作業がはじまってからも、地方公務員はアスベスト曝露作業が主たる作業ではないから原則公務外という姿勢が強くみられるありさまであった。別掲表でも、公務外決定が公務上決定の3倍となっており、救済率は約26%。中皮腫と肺がんの内訳が不明であるが、1・2月号17頁に掲げた図と比べてみていただきたい。

この間、アスベストセンターや東京労働安全衛生センター、全水道等が国会議員の協力も得て様々な働きかけてきたこともあって、ようやく「労災並み」が実現しはじめてきたところと言えそうである。

次頁の表をみれば、21件の認定事例の内訳は、水道9件、清掃と運輸が各1件、その他10件となっている。その他では、石綿含有建材が加工される中の工事監理業務が3件ある。

地方公務員の場合、石綿が吹き付けられていた建物内等でアスベストに曝露したケースが多いと考えられ、表の最下欄の石綿が吹き付けられたボイラー機械室での作業や、前の記事の教師の事例が認定されるようになってきたことは注目される。

地方公務員の石綿被害21件

地方公務員●認定状況が初めて明らかに

4月22日に民主党の吉川重・玉置公良両議員が、総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室と地方公務員災害補償基金の担当者をよび、地方公務員のアスベスト健康被害の公務災害認定促進を促した。

そのなかで、初めて、クボタショック以降の同基金による公務災害認定の状況が、別掲表のとおり、明らかにされた。

これまで、個別認定事例の報道等の他は、2009年10月23日付け静岡新聞が、同年9月までの公務災害認定事例が全国で15件と報じられるなどの、断片的な情報しかなかった。基金には、

自ら状況を公表しようという姿勢がまったくなかった。

そもそも、クボタショック以降それなりの請求件数の増加があったにもかかわらず、相談にのってもらえる専門医を探すのに1年以上もかけていた。ようやく認

石綿関連疾患の処理状況(平成22年3月31日現在)

処理年度	公務上	公務外	計	取消件数※
平成18年度以前	3	12	15	4
平成19年度	0	27	27	1
平成20年度	9	15	24	1
平成21年度	9	7	16	0
計	21	61	82	6

※は支部審査会及び審査会が処分を取消し、公務上となった事案数。